

長久手市国土強靱化地域計画（案）について

1 国土強靱化地域計画とは？

防災・減災対策、その他迅速な復旧復興に資する強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針となる計画。

国土強靱化基本法に基づくものであり、国の国土強靱化基本計画、県の地域強靱化計画、市の国土強靱化地域計画は、調和を保つこととされている。

2 策定スケジュール

- (1) 令和 2 年 1 2 月 2 1 日（月）
防災会議（書面開催）
- (2) 令和 2 年 1 2 月 2 3 日（水）
パブリックコメント説明会
- (3) 令和 2 年 1 2 月 2 3 日（水）～令和 3 年 1 月 2 2 日（金）
パブリックコメント期間
- (4) 令和 3 年 3 月
計画策定（完成）

3 その他

- (1) 県内各市町の状況
国土強靱化地域計画は、本市同様、各市町において現在作成中または策定済みの状況。
- (2) 国庫補助金・交付金の「重点化」、「要件化」
国庫補助金・交付金について、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組又は明記された事業について、補助金・交付金の「重点化」（重点配分、優先採択）が行われている。
今後、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組又は明記された事業であることを交付要件とする「要件化」が行われる予定。